

令和5年6月13日

令和5年第2回美浦村議会定例会議案

美 浦 村 議 会

議 案 目 次

- 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
(令和 4 年度美浦村一般会計)
- 報告第 2 号 繰越計算書について
(令和 4 年度美浦村水道事業会計)
- 報告第 3 号 繰越計算書について
(令和 4 年度美浦村下水道事業会計)
- 報告第 4 号 事故繰越計算書について
(令和 4 年度美浦村下水道事業会計)
- 議案第 1 号 公の施設の指定管理者の指定について (大山マリーナ)
- 議案第 2 号 美浦村公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する
条例
- 議案第 3 号 美浦村税条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 令和 5 年度美浦村一般会計補正予算 (第 2 号)

報告第1号

繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和4年度美浦村一般会計の繰越明許費について、別紙計算書のとおり報告する。

令和5年6月13日提出

美浦村長 中 島 栄

令和4年度 美浦村一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	その他	
4 衛生費	1 保健衛生費	子育て世代包括支援事業費	円 7,773,000	円 7,761,000	円	円 6,465,000	円	円 1,296,000
4 衛生費	3 清掃費	江戸崎地方衛生土木組合負担金(塵芥処理)	26,468,000	26,468,000			23,500,000	2,968,000
5 農林水産業費	1 農業費	産地確立推進事業費	1,875,000	1,875,000		1,875,000		
合 計			36,116,000	36,104,000		8,340,000	23,500,000	4,264,000

報告第2号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和4年度美浦村水道事業会計予算の繰越について、別紙計算書のとおり報告する。

令和5年6月13日

美浦村長 中 島 栄

令和4年度 美浦村水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名 (目)	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要する棚卸資 産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	県補助金	損益勘定 留保資金			
1. 資本 的支出	1. 建設 改良費	1. 配水 施設拡 張費	51,972,000	12,210,000	5,379,000	0	0	0	5,379,000	34,383,000	0	R4美浦トレセンの給水量が大幅に減少した影響で、配水場更新計画策定業務において配水量を計算するための最新データを収集する必要がある、履行期間を延長したため
計			51,972,000	12,210,000	5,379,000	0	0	0	5,379,000	34,383,000	0	

報告第3号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和4年度美浦村下水道事業会計予算の繰越について、別紙計算書のとおり報告する。

令和5年6月13日

美浦村長 中 島 栄

令和4年度 美浦村下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名 (目)	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要する棚卸資産 の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	県補助金	受益者負担金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	1. 管渠建設改良費	196,585,000	63,291,968	99,130,000	49,500,000	49,564,000	0	66,000	34,163,032	0	国庫補助対象事業における事業追加のため
		5. 処理場建設改良費	648,715,000	336,235,000	270,040,000	128,400,000	140,880,000	700,000	60,000	42,440,000	0	新型コロナウイルスの流行による、材料不足により資材確保が難航し工事が遅延のため
計			845,300,000	399,526,968	369,170,000	177,900,000	190,444,000	700,000	126,000	76,603,032	0	

報告第4号

事故繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和4年度美浦村下水道事業会計予算の事故繰越について、別紙のとおり報告する。

令和5年6月13日

美浦村長 中 島 栄

令和4年度 美浦村下水道事業会計予算事故繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項の規定による建設改良費の事故繰越額

(単位：円)

款	項	事業名 (目)	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要する棚卸資産 の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	県補助金	受益者負担金			
1. 資本 的支出	1. 建設 改良費	5. 処理 場建設 改良費	344,684,000	284,248,000	56,000,000	23,000,000	33,000,000			4,436,000		新型コロナウイルスの流行による、材料不足により資材確保が難航し工事が遅延のため
計			344,684,000	284,248,000	56,000,000	23,000,000	33,000,000		0	4,436,000		

議案第1号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月13日提出

美浦村長 中 島 栄

記

- 1 公の施設の名称
大山マリーナ
- 2 指定する団体の名称
エバークリーン株式会社
- 3 指定の期間
令和5年7月1日から令和6年6月30日まで

議案第 2 号

美浦村公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記の通り提出する。

令和 5 年 6 月 1 3 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例

美浦村公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成 1 6 年美浦村条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 5 号及び第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とし、第 8 号から第 1 4 号までを 2 号ずつ繰り上げ、第 1 5 号を第 1 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(14) 美浦村自立支援センター（平成 2 6 年美浦村条例第 1 4 号）

第 3 条中第 1 6 号を第 1 5 号とし、第 1 7 号から第 2 2 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条に次の 4 号を加える。

(22) 美浦水処理センター（平成 1 7 年美浦村条例第 1 2 号）

(23) 美浦村農業集落排水処理施設（昭和 6 2 年美浦村条例第 6 号）

(24) 大山湖畔公園（令和 3 年美浦村条例第 2 0 号）

(25) 大山マリーナ（令和 5 年美浦村条例第 1 2 号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

美浦村税条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和5年6月13日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村税条例の一部を改正する条例

美浦村税条例（昭和44年美浦村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは村民税に充当し」を「、個人の村民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による

申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の村民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項各号列記以外の部分中「支払い」を「支払」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同項各号中「支払い」を「支払」に改め、同条第2項本文中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項ただし書及び同条第3項中「によって」を「により」に改め、同条第5項本文中「支払い」を「支払」に、「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、同条第6項中「によって」を「により」に、「支払い」を「支払」に改める。

第47条第1項中「支払い」を「支払」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「ただちに」を「直ちに」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に、「すでに」を「既に」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、同項第2号中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することが

できるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の美浦村税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
（村民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による新条例の規定中個人の村民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和5年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき美浦村税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第4号

令和5年度美浦村一般会計補正予算（第2号）

令和5年度美浦村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,287千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,848,395千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月13日提出

美浦村長 中島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		830,808	35,027	865,835
	2 国庫補助金	107,844	35,027	142,871
16 県支出金		339,998	323	340,321
	2 県補助金	107,392	323	107,715
18 寄附金		129,042	1,000	130,042
	1 寄附金	129,042	1,000	130,042
19 繰入金		554,278	23,192	577,470
	2 基金繰入金	554,273	23,192	577,465
21 諸収入		110,340	6,545	116,885
	5 雑入	97,536	6,545	104,081
22 村債		1,314,200	15,200	1,329,400
	1 村債	1,314,200	15,200	1,329,400
歳入合計		7,767,108	81,287	7,848,395

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		784,627	2,993	787,620
	1 総務管理費	539,100	2,365	541,465
	3 戸籍住民基本台帳費	67,454	628	68,082
3 民生費		1,840,586	66,165	1,906,751
	1 社会福祉費	1,277,019	67,538	1,344,557
	2 児童福祉費	563,267	△1,373	561,894
6 商工費		14,271	350	14,621
	1 商工費	14,271	350	14,621
7 土木費		460,884	△5	460,879
	1 土木管理費	49,514	△5	49,509
8 消防費		588,625	5,536	594,161
	1 消防費	588,625	5,536	594,161
9 教育費		2,219,850	6,248	2,226,098
	4 幼稚園費	96,253	323	96,576
	5 社会教育費	183,620	5,925	189,545
歳 出 合 計		7,767,108	81,287	7,848,395

第 2 表 地 方 債 補 正

(追加)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
文化財センターエアコン更新事業 (緊急防災・減災事業債)	15,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
合 計	1,329,400			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	830,808	35,027	865,835
16 県支出金	339,998	323	340,321
18 寄附金	129,042	1,000	130,042
19 繰入金	554,278	23,192	577,470
21 諸収入	110,340	6,545	116,885
22 村債	1,314,200	15,200	1,329,400
歳入合計	7,767,108	81,287	7,848,395

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	784,627	2,993	787,620	765		1,000	1,228
3 民生費	1,840,586	66,165	1,906,751	34,262		9	31,894
6 商工費	14,271	350	14,621				350
7 土木費	460,884	△5	460,879				△5
8 消防費	588,625	5,536	594,161			5,536	
9 教育費	2,219,850	6,248	2,226,098	323	15,200	△10,340	1,065
歳 出 合 計	7,767,108	81,287	7,848,395	35,350	15,200	△3,795	34,532

2 歳入
(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費国庫補助金	8,123	35,027	43,150
計	107,844	35,027	142,871

節		説明	
区分	金額		
1 総務管理費補助金	35,027	52 個人番号カード交付事務費補助金	765
		80 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	34,262

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

7 教育費県補助金	3,428	323	3,751
計	107,392	323	107,715

2 幼稚園費補助金	323	20 市町村学校等安全対策支援事業費補助金	323
-----------	-----	-----------------------	-----

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

2 指定寄附金	64,042	1,000	65,042
計	129,042	1,000	130,042

1 指定寄附金	1,000	30 教育事業費指定寄附金	1,000
---------	-------	---------------	-------

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

6 陸平基金繰入金	23,082	△10,340	12,742
8 財政調整基金繰入金	359,966	33,532	393,498
計	554,273	23,192	577,465

1 陸平基金繰入金	△10,340	5 陸平基金繰入金	△10,340
1 財政調整基金繰入金	33,532	5 財政調整基金繰入金	33,532

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

1 消防団員退職報償金	1	5,536	5,537
3 雑入	47,984	1,009	48,993
計	97,536	6,545	104,081

1 消防団員退職報償金	5,536	5 消防団員退職報償金	5,536
7 雑入	1,009	127 臨時職員雇用保険料(子育て支援課)	9
		206 ネーミングライツ収入	1,000

(款) 22 村債

(項) 1 村債

6 教育債	778,700	15,200	793,900
計	1,314,200	15,200	1,329,400

19 文化財センターエアコン更新事業債	15,200	5 文化財センターエアコン更新事業債(緊急防災・減災事業債)	15,200
---------------------	--------	--------------------------------	--------

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
5 財産管理費	58,138	1,365	59,503				1,365
17 学校施設建設基金費	24	1,000	1,024			1,000	
計	539,100	2,365	541,465			1,000	1,365

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	765	5 大山湖畔公園管理費	1,365
		10 需用費	765
		6 修繕料	
		2 施設等修繕料	
12 委託料	600	12 委託料	600
		5 業務委託料	
		5 公園管理委託料	
24 積立金	1,000	2 学校施設建設基金費	1,000
		24 積立金	1,000
		9 学校施設建設基金積立金	
		1 学校施設建設基金積立金	

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	67,454	628	68,082	765			△137
計	67,454	628	68,082	765			△137

1 報酬	494	4 住民基本台帳事務費	628
		1 報酬	494
		4 会計年度任用職員報酬	
		1 一般事務職員	
3 職員手当等	26	3 職員手当等	26
		9 期末手当	
		5 期末手当（会計年度任用職パートタイム）	
8 旅費	8	8 旅費	8
		1 費用弁償	
		1 費用弁償	
10 需用費	100	10 需用費	100
		1 消耗品費	
		1 消耗品費	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	321,591	66,757	388,348	34,262			32,495
-----------	---------	--------	---------	--------	--	--	--------

1 報酬	692	66 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費	321
		22 償還金、利子及び割引料	321
		5 国庫支出金等返還金	
		1 国庫支出金返還金	
3 職員手当等	976	67 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付費	9,650
		22 償還金、利子及び割引料	9,650
		5 国庫支出金等返還金	
		1 国庫支出金返還金	
8 旅費	27	68 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事務費	3,078
		22 償還金、利子及び割引料	3,078
		5 国庫支出金等返還金	
		1 国庫支出金返還金	
10 需用費	152	71 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付費	49,500
		22 償還金、利子及び割引料	
		5 国庫支出金等返還金	
		1 国庫支出金返還金	
11 役務費	681	18 負担金補助及び交付金	49,500
		10 補助金	
12 委託料	1,540		

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 社会福祉総務費)							
5 社会福祉施設費	2,911	781	3,692				781
計	1,277,019	67,538	1,344,557	34,262			33,276

節		説明
区分	金額	
13 使用料及び賃借料	140	1 支援給付金 49,500 72 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事務費 4,208
18 負担金補助及び交付金	49,500	1 報酬 692 4 会計年度任用職員報酬 1 一般事務職員 3 職員手当等 976 5 時間外勤務手当 1 時間外勤務手当
22 償還金、利子及び割引料	13,049	8 旅費 27 1 費用弁償 1 費用弁償 10 需用費 152 1 消耗品費 109 4 印刷製本費 43 1 印刷製本費 11 役務費 681 1 通信運搬費 455 1 郵便料 4 手数料 226 7 口座振替手数料 12 委託料 1,540 7 電算処理委託料 1 電算処理委託料 13 使用料及び賃借料 140 2 賃借料 1 O A機器リース料
10 需用費	781	3 デイサービスセンター管理運営費 781 10 需用費 781 6 修繕料 2 施設等修繕料

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 児童福祉総務費	96,579	△1,373	95,206			9	△1,382

節		説明
区分	金額	
1 報酬	1,358	1 職員給与関係経費(児童福祉総務費) △3,119 2 給料 △2,223 3 会計年度任用職給 1 会計年度任用職給
2 給料	△2,223	3 職員手当等 △651 3 通勤手当 △51 4 通勤手当(会計年度任用職フルタイム) 5 時間外勤務手当 △10 2 時間外勤務手当(会計年度任用職フルタイム) 9 期末手当 △289 4 期末手当(会計年度任用職フルタイム) 12 退職手当 △301 5 退職手当負担金(会計年度任用職フルタイム)
3 職員手当等	△439	
4 共済費	△89	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(1 児童福祉総務費)							
計	563,267	△1,373	561,894			9	△1,382

節		説明
区分	金額	
8 旅費	20	4 共済費 △245
		6 社会保険料
		4 社会保険料 (会計年度任用職フルタイム)
		3 児童手当事務費 1,746
		1 報酬 1,358
		4 会計年度任用職員報酬
		1 一般事務職員
		3 職員手当等 212
		9 期末手当
		5 期末手当 (会計年度任用職パートタイム)
4 共済費 156		
6 社会保険料		
5 社会保険料 (会計年度任用職パートタイム)		
8 旅費 20		
1 費用弁償		
1 費用弁償		

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

1 商工振興費	12,199	350	12,549				350
計	14,271	350	14,621				350

18 負担金補助及び交付金	350	2 商工振興事業費 350
		18 負担金補助及び交付金 350
		5 負担金
		10 龍ヶ崎市政70周年記念大相撲龍ヶ崎場所協賛金

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	49,514	△5	49,509				△5
計	49,514	△5	49,509				△5

12 委託料	28	2 土木総務事務費 △5
		12 委託料 28
13 使用料及び賃借料	△33	5 業務委託料
		15 大型複写機撤去委託料
		13 使用料及び賃借料 △33
		2 賃借料
		3 コピー機リース料

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

1 非常備消防費	304,896	5,536	310,432			5,536	
計	588,625	5,536	594,161			5,536	

7 報償費	5,536	2 消防団運営費 5,536
		7 報償費 5,536
		1 報償金
		1 報奨金

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	96,253	323	96,576	323			
計	96,253	323	96,576	323			

10 需用費	323	3 幼稚園運営費 323
		10 需用費 323
		6 修繕料
		3 公用車等修繕料

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	107,330	997	108,327				997
3 文化財保護費	30,136	4,928	35,064		15,200	△10,340	68
計	183,620	5,925	189,545		15,200	△10,340	1,065

(単位：千円)

		53 地区公民館補助事業費	997
18 負担金補助及び交付金	997	18 負担金補助及び交付金	997
		10 補助金	
		15 地区公民館等修繕等補助金	
		2 文化財施設管理費	4,928
14 工事請負費	4,928	14 工事請負費	4,928
		3 維持補修工事	
		30 エアコン更新工事	

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)				
補正後	長等	2		13,920	4,403 (3.3)			2,070	20,393	1,996	22,389	
	議員	12	41,784		13,215 (3.3)				54,999	13,335	68,334	
	その他の 特別職	622	29,255						29,255		29,255	
	計	636	71,039	13,920	17,618			2,070	104,647	15,331	119,978	
補正前	長等	2		13,920	4,403 (3.3)			2,070	20,393	1,996	22,389	
	議員	12	41,784		13,215 (3.3)				54,999	13,335	68,334	
	その他の 特別職	622	29,255						29,255		29,255	
	計	636	71,039	13,920	17,618			2,070	104,647	15,331	119,978	
比較	長等											
	議員											
	その他の 特別職											
	計											

2. 一般職
(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>87</u>) 162	86,770	589,922	370,993	1,047,685	184,200	1,231,885	
補正前	(<u>83</u>) 163	84,226	592,145	370,430	1,046,801	184,289	1,231,090	
比較	(<u>4</u>) △ 1	2,544	△ 2,223	563	884	△ 89	795	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	7,938	4,768	10,121		29,910	1,083	16,605	134,635	90,095	75,838	
	補正前	7,938	4,768	10,172		28,944	1,083	16,605	134,686	90,095	76,139	
	比較			△ 51		966			△ 51		△ 301	

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>14</u>) 127		503,224	322,612	825,836	149,389	975,225	
補正前	(<u>14</u>) 127		503,224	321,636	824,860	149,389	974,249	
比較	(<u>0</u>)			976	976		976	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	7,938	4,768	8,506		25,920	1,083	16,605	103,567	90,095	64,130	
	補正前	7,938	4,768	8,506		24,944	1,083	16,605	103,567	90,095	64,130	
	比較					976						

イ. 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>73</u> 35)	86,770	86,698	48,381	221,849	34,811	256,660	
補 正 前	(<u>69</u> 36)	84,226	88,921	48,794	221,941	34,900	256,841	
比 較	(<u>4</u> △ 1)	2,544	△ 2,223	△ 413	△ 92	△ 89	△ 181	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後			1,615		3,990			31,068		11,708	
	補 正 前			1,666		4,000			31,119		12,009	
	比 較			△ 51		△ 10			△ 51		△ 301	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員以外)

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分	行政職 技能労務職	
		昇給に伴う増減分	行政職 技能労務職	
		その他の増減分	退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況 (会計年度任用職員以外) 現に在職する 職員数 其他 計 補正後 141 人 人 141 人 補正前 141 人 人 141 人 増 減 人 人 人 採用、退職の状況 採 用 退 職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職 員 手 当	976	制度改正に伴う増減分	期末手当	
		その他の増減分	976 扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	976

3. 給与及び手当の状況（会計年度任用職員以外）

ア. 職員一人当たりの給与

(単位：円)

区 分		行政職	技能労務職
令和5年6月1日現在	平均給料月額	321,754	316,867
	平均給与月額	382,985	329,667
	平均年令	40歳11月	53歳3月
令和5年4月1日現在	平均給料月額	322,319	316,867
	平均給与月額	363,297	329,667
	平均年令	40歳9月	53歳1月

イ. 初 任 給

(単位：円)

区 分	行政職	技能労務職	国の制度	
			行政職	技能労務職
高 校 卒	154,600	151,900	154,600	151,900
大 学 卒	185,200	-	185,200	-

ウ. 等級別職員数

区 分	行政職			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年6月1日現在	7	() 4	() 3.2%	4	() 3	() 100.0%
	6	() 12	() 9.7%	3	()	()
	5	() 27	() 21.8%	2	()	()
	4	() 27	() 21.8%	1	()	()
	3	() 22	() 17.7%			
	2	() 21	() 16.9%			
	1	() 11	() 8.9%			
	計	() 124	() 100.0%	計	() 3	() 100.0%
令和5年4月1日現在	7	() 4	() 3.2%	4	() 3	() 100.0%
	6	() 12	() 9.7%	3	()	()
	5	() 27	() 21.8%	2	()	()
	4	() 27	() 21.8%	1	()	()
	3	() 22	() 17.7%			
	2	() 21	() 16.9%			
	1	() 11	() 8.9%			
	計	() 124	() 100.0%	計	() 3	() 100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
行政職	主事補、技師補、主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士、幼稚園の教諭、幼稚園の助教諭	困難な職務を分掌する主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士、幼稚園の教諭、幼稚園の助教諭	主任、係長、主任保育士、主任看護師、主任保健師、主任栄養士、主任社会福祉士、幼稚園の主任教諭	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、課長補佐、室長補佐、局長補佐及び出先機関の長の補佐、職務を指揮、監督する出先機関の長、課長、室長及び局長、幼稚園の教頭、園長	特に困難な職務を分掌する課長、局長及び室長、特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長、幼稚園長	部長

区分	一級	二級	三級	四級
技能労務職	用務手、労務作業員等(以下「用務手等」という。)調理師自動車運転手	用務手等調理師自動車運転手	相当の経験を有する用務手等相当の技能又は経験を有する調理師相当の技能又は経験を有する自動車運転手	困難な業務を行う用務手等高度の技能又は経験を有する調理師高度の技能又は経験を有する自動車運転手

エ. 昇 給

区分	合計	代表的な職種			
		行政職	技能労務職		
補正後	職員数 (A) (人)	127	124	3	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					
補正前	職員数 (A) (人)	127	124	3	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					

オ. 期末手当 ・ 勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	($\frac{1.150}{2.200}$)	($\frac{1.150}{2.200}$)	($\frac{2.30}{4.40}$)	有	
補 正 前	($\frac{1.150}{2.200}$)	($\frac{1.150}{2.200}$)	($\frac{2.30}{4.40}$)	有	
国の制度	($\frac{1.150}{2.200}$)	($\frac{1.150}{2.200}$)	($\frac{2.30}{4.40}$)	有	

() 内は、再任用職員である。

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	